

報告第 1 号

小城市放課後児童健全育成事業実施規則の一部を改正する
規則について

このことについて、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 4 月 25 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

小城市放課後児童クラブの位置及び定員の変更について、小城市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条第 2 項の規定により臨時代理し、小城市放課後児童健全育成事業実施規則（平成 27 年小城市教育委員会規則第 15 号）の一部を改正したため、小城市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条第 3 項の規定により報告する。



小城市教育委員会規則第 10 号

小城市放課後児童健全育成事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 1 日

小城市教育委員会 教育長

大野 敬一郎

小城市教育委員会規則第 10 号

小城市放課後児童健全育成事業実施規則の一部を改正する 規則

小城市放課後児童健全育成事業実施規則（平成 27 年小城市教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 三日月第 2 放課後児童クラブの項中「60 人」を「70 人」に改め、同表牛津第 1 放課後児童クラブの項及び牛津第 2 放課後児童クラブの項中「40 人」を「45 人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

報告第 1 号 小城市放課後児童健全育成事業実施規則（平成27年小城市教育委員会規則第15号）の一部を改正する規則（令和 6 年 4 月 1 日施行）

新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第 1 （第 3 条関係）			別表第 1 （第 3 条関係）		
名称	位置	定数	名称	位置	定数
（略）			（略）		
三日月第2放課後児童クラブ	小城市三日月町長神田1683番地	<u>60人</u>	三日月第2放課後児童クラブ	小城市三日月町長神田1683番地	<u>70人</u>
牛津第1放課後児童クラブ	小城市牛津町柿樋瀬922番地	<u>40人</u>	牛津第1放課後児童クラブ	小城市牛津町柿樋瀬922番地	<u>45人</u>
牛津第2放課後児童クラブ	小城市牛津町柿樋瀬922番地	<u>40人</u>	牛津第2放課後児童クラブ	小城市牛津町柿樋瀬922番地	<u>45人</u>
（略）			（略）		



小城市教育委員会規則第 12 号

小城市放課後児童健全育成事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 15 日

小城市教育委員会 教育長

大野 毅一郎

小城市教育委員会規則第 12 号

小城市放課後児童健全育成事業実施規則の一部を改正する 規則

小城市放課後児童健全育成事業実施規則（平成 27 年小城市教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 桜岡第 4 放課後児童クラブの項中「166 番地」を「松尾 4032 番地 5」に、「10 人」を「40 人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

報告第 1 号 小城市放課後児童健全育成事業実施規則（平成27年小城市教育委員会規則第15号）の一部を改正する規則（令和 6 年 4 月15日施行）

新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第 1 （第 3 条関係）			別表第 1 （第 3 条関係）		
名称	位置	定数	名称	位置	定数
(略)			(略)		
桜岡第4放課後児童クラブ	小城市小城町166番地	10人	桜岡第4放課後児童クラブ	小城市小城町松尾4032番地5	40人
(略)			(略)		